

12 施設や里親の家などで生活しなければならない子どもの数は？(各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み)

長

ここまでは、子どもができるだけ家庭で育てられるようにするための取組について考えてきましたが、ここからは、何らかの理由で子どもが家庭から離れて生活しなければならない場合の子どもや、こうした子どもの親に対するサポートについて考えていくことになります

C

私は今、里親のところで暮らしていますが、私たちのような子どもたちのためのサポートということですね

長

そのとおりです

里

その前に、長野県ではどのくらいの子どもの数が里親の家や施設で生活しているのでしょうか？

長

令和6年3月末の時点では、550人でした

O

だいたい、長野県の子ども 500人に1人くらいの子どもの数が、家族から離れて里親の家や施設で生活しているという計算ですね

学

ところで、今後、こうした里親の家や施設で生活しなければならない子どもの数はどうなりそうですか？

弁

新しい計画の中での取組を考えるためにも、そうした子どもの人数がどうなっていくのかについては、考えておく必要はありそうですね

12-1 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

これまでの、「子どもができるだけ家庭で育てられるようにする」という目的のための取組について扱ってきました。

ここからは、虐待などの家庭環境や子ども自身が抱えている問題などの、何らかの理由によって家庭で育てられなくなった子どもやそうした家庭への支援について検討していくことになります。

こうした子どもや家庭に対する支援をしていくに当たって、まず、生まれ育った家を離れ、里親の家や施設で生活している子どもの数が今後どのように変わっていくのか(代替養育を必要とする子どもの数の見込み)を考える必要があります。

こうした見込みを行うことで、こうした子どもや家庭を支援するための資源(里親や施設における受け入れ体制等)をどれだけ整備していかなければならないかといったことを考えていくことができます。

なお、現在の計画を作る時にも、こうした子どもの数の見込みを行いました。その後の県内の子どもの人口の動きや、今後の見込み、最近の代替養育を必要とする子どもの数などを踏まえて、改めて里親の家や施設で生活している子どもの数の見込み(代替養育を必要とする子どもの数の見込み)を出していくことにしています。

そうですね

それでは、今回は、そのことについてお話をしていきたいと思います

長

B

そういえば、長野県の人口も減っているようですね

A

長野県のこどもの数(18歳未満のこどもの数)も減っていると聞いています

長

そのとおりです

C

すると、里親の家や施設で生活するこどもの数も少なくなっていくということでしょうか？

施

そうとも言えないかもしれませんね

学

たしかに、こどもの数は減っていくかもしれませんが、それに合わせて里親の家や施設で生活するこどもの数も減っていくのかについては、もう少し考えた方が良くかもしれませんね

長

そういったこともあわせて、順番にお話をしましょう

P

まずは、令和7年度からの18歳未満のこどもの数の見込みを見てみませんか？

長

そうしましょう

12-2 各年度における代替養育を必要とするこどもの数の推計方法

各年度における代替養育を必要とするこども数を見込むに当たって、以下のデータ等を用いました。

① 県内の18歳未満のこどもの数

令和6年までのこどもの数については、長野県の毎月人口異動調査による推計人口を用いています。

令和7年以降のこどもの数については、以下のデータをもとに、各年度の年齢別の人口を推計し、年齢区分(3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降)ごとに積上げました。

なお、国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計人口が10月1日時点のものであることから、ここでのこどもの数の見込みも各年の10月1日時点のものとして推計しました。

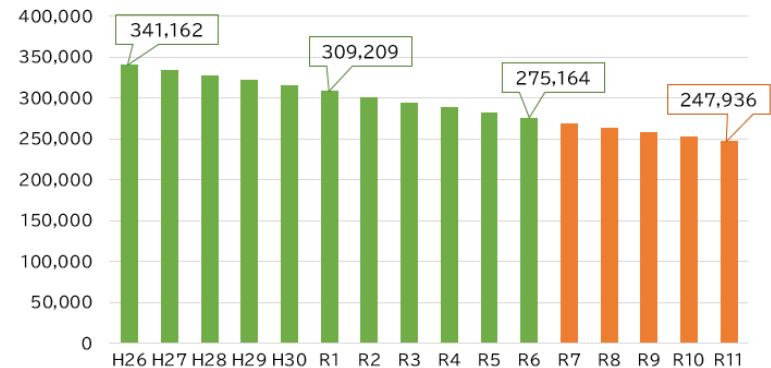
- 国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に公表した長野県の人口推計
- 平成16年～令和6年までの県内の20歳未満人口の推移(いずれも10月1日時点の人口)
- 平成16年～令和6年までの0歳人口の推移(いずれも10月1日時点の人口)
- 平成16年～令和6年までのN年のX歳人口とN+1年のX+1歳人口の増減(いずれも10月1日時点の人口)

また、上記のこどもの人口の推計に当たっては、以下のことを仮定しています。

- 各年齢において、こどもの数は前の年より少なくなる
- 18歳未満のこどもについては、下の年齢になるほど、こどもの数が少なくなる(なお、18・19歳については、進学・就職等による県外流出があるため、17歳人口より少なくなる)

【図表 12-1: 県内の18歳未満のこども人口(平成26年～令和11年)】

(単位:人)



※各年の10月1日時点の人口(ただし、令和7年度以降は児童相談・養育支援室の推計による)

【県内の18歳未満のこどもの数の見込み(令和7~11年)】

(単位:人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0-2歳	33,707	33,548	33,388	33,283	33,110
3-6歳	53,560	52,477	51,612	50,921	50,242
7-17歳	181,710	177,522	172,861	168,488	164,584
合計	268,977	263,547	257,861	252,692	247,936

※各年の10/1時点の見込み

令和6年10月の18歳未満のこどもの数が、およそ275,000人くらいなので、令和11年にはそれよりも27,000人くらい減ると予想しています

市

そうしたこどもの数に対して、500人に1人くらいのこどもが、家族から離れて施設や里親の家などで生活しているということでしたね？

長

長

令和元~5年度に施設や里親の家などで生活しているこどもの数を見ていくと、次のようになっています

【施設や里親の家などで生活しているこどもの数(令和元~5年度)】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0-2歳	69人	48人	45人	51人	49人
3-6歳	56人	82人	78人	61人	75人
7-17歳	484人	431人	405人	458人	426人
合計	609人	561人	528人	570人	550人

※各年度の年度末の数

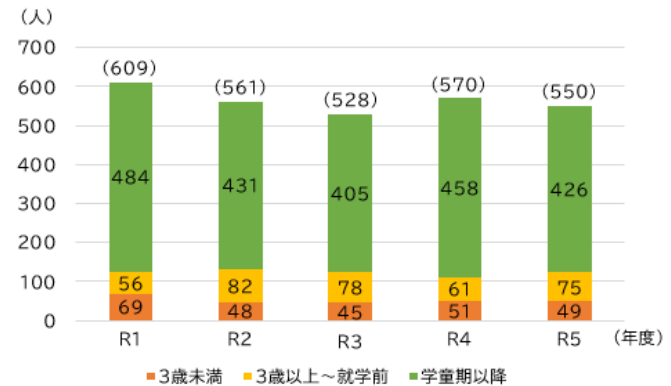
② 施設や里親の家で生活しているこどもの数

令和元~5年度の各年度末における、施設や里親の家で生活しているこどもの数の年齢区分ごとの人数は以下のとおりです。

【図表12-2:代替養育を受けているこどもの数(令和元~5年度の各年度末)】

(単位:人)

	R1	R2	R3	R4	R5
3歳未満	69	48	45	51	49
3歳以上~就学前	56	82	78	61	75
学童期以降	484	431	405	458	426
合計	609	561	528	570	550



(出典 福祉行政報告例)

なお、令和5年度末における、代替養育を受けているこどもの地域別の人数は以下のとおりです。

【図表12-3:代替養育を受けているこどもの数(地域別・令和5年度末)】

(単位:人)

地域	佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曾	松本	北アルプス	長野	北信	合計
3歳未満	5	4	3	2	7	0	18	2	6	2	49
3歳以上~就学前	9	9	3	5	4	0	22	3	20	1	76
学童期以降	40	42	39	46	29	5	87	7	118	12	425
合計	54	55	45	53	40	5	127	12	144	15	550

長

そして、
 少し細かい話になってしまいますが、令和元～5年の10月1日時点のこどもの人数に対して、令和元～5年度の年度末に施設や里親の家などで生活しているこどもが、だいたいどのくらいいるか(平均の割合)ですが、次のようになります

【長野県で施設や里親の家などで生活しているこどもの割合※】

- 0～2歳のこども…10,000人に13人くらい(0.133%)
- 3～6歳のこども…10,000人に12人くらい(0.118%)
- 7～17歳のこども…10,000人に23人くらい(0.225%)

※令和元～5年度の平均の割合

B

毎年、だいたいそのくらいの割合ということですか？

長

もちろん、年度によって少しずつ変わっては来るのですが、だいたいそのくらいになります

A

すると、この先もだいたいそのくらいの割合になると考えているということですか

長

そうですね
 ここでは説明できませんが、もう少し過去の割合を見ても、だいたいそのくらいだったので、今後もそのくらいの割合になるだろうと予想しているところです

③ 長野県のこどものうち、施設や里親の家で生活しているこどもの数の割合

上記の①と②をもとに、令和元～5年度の各年度末における、施設や里親の家で生活しているこどもの数の年齢区分ごとの割合は以下のとおりです。

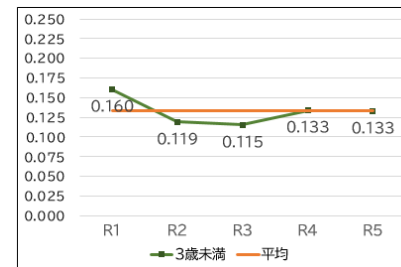
$$\frac{\text{施設や里親の家で生活しているこどもの数の年齢区分ごとの割合}}{\text{各年度の10月1日時点の年齢区分ごとのこどもの数}} = \frac{\text{各年度末の年齢区分ごとの、施設や里親の家などで生活しているこどもの数}}{\text{各年度の10月1日時点の年齢区分ごとのこどもの数}}$$

【図表 12-4: 代替養育を受けているこどもの割合(令和元～5年度)】

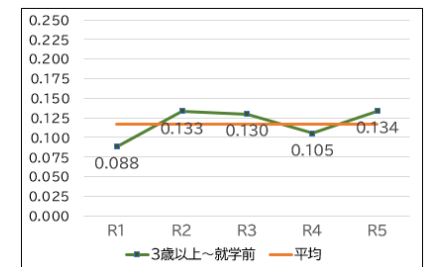
(単位:%)

	R1	R2	R3	R4	R5	平均値	最小値	最大値
3歳未満	0.160	0.119	0.115	0.133	0.133	0.133	0.115	0.160
3歳以上～就学前	0.088	0.133	0.130	0.105	0.134	0.118	0.088	0.134
学童期以降	0.239	0.217	0.207	0.238	0.225	0.225	0.207	0.239
合計	0.197	0.186	0.179	0.198	0.195	0.191	0.179	0.198

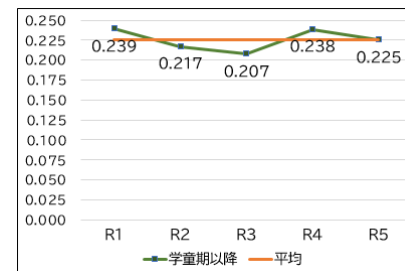
(3歳未満の割合の推移)



(3歳以上～就学前の割合の推移)



(学童期以降の割合の推移)



里

ところで、これまではそういった割合だったと思いますが、本当は、子どもを家庭から保護して、里親の家や施設で生活させた方がよかったのに、できなかったというようなことはなかったでしょうか？

施

虐待の相談も増えていますからね

町

でも、逆に、市町村のサポートなどがよくなることで、これまでは里親の家や施設で生活してきたような子どもが、元の家庭に戻れるというようなことも考えられるのではないのでしょうか？

Q

里親さんや施設さんが言っているのは、本当はもっと多くなるのではないかと、町村さんが言っているのは、本当はもっと少なくできるのではないかと、ということだと思いますが、どうなのでしょう？

長

みなさん、ありがとうございます

長

では、まず、里親の家や施設で生活する子どもがもっと多くなるのではないかと、ということについては、今のところ、長野県では施設がいっぱいで子どもが入れないという状況ではありません

平

大きな都市ではそういった問題もあると聞いていますが、長野県ではそういったことはないの、本当は、子どもを家庭から保護して施設や里親の家などで生活させた方がよかったのに、できなかったというようなことはないだろうということですね

長

そのように考えています

④ 「施設や里親の家などで生活しなければならない子ども」が他にいないかについて（潜在的需要等の考察）

上記③で計算した数値は、実際に施設や里親の家などで生活している子どもの数をもとにした数値です。

施設や里親の家などで生活している子どもの数を見込むに当たっては、例えば、以下のことも考えておく必要があると考えられます。

- a 児童相談所への虐待相談対応件数
- b 一時保護の件数
- c 市町村の要保護児童対策地域協議会の管理ケース数
- d 施設(乳児院・児童養護施設)の定員
- e 子ども家庭センターの設置や家庭支援事業の実施等の市町村の支援強化の取組
- f 児童家庭支援センター等の整備状況
- g 児童相談所の措置ケースに対する親子再統合支援の充実

上記の a~gのうち、一般的に a~c は増加要因、e~gは減少要因と考えられます。

長野県において、里親の家などで生活する子どもを除けば、dの「施設(乳児院・児童養護施設)の定員」に対して、代替養育が必要な子どもはこれまでのところ充足している状況です。

そのため、長野県では、一部の大都市で生じているように、明らかに入所定員以上に措置すべき子どもがいて、本来は措置すべきなのにできていないという状況にはないと考えられます。

また、e~gについても令和6年度に県内の児童相談所に調査をした際は、一定数の子どもが条件が整えば家庭に戻すことが可能とされていますが、今回の新しい計画で取り組もうとしている市町村や児童家庭支援センターによるサポート体制の充実や 14-1 において説明する児童相談所におけるケースマネジメント体制の見直し等による親子再統合支援の充実については、数値化が難しい要素となります。

以上を踏まえ、今回の新しい計画においては、いわゆる潜在的需要等がないということではありませんが、それぞれ増加要因と減少要因があり、傾向の予測や数値化が困難であることから、数値としては考慮せずに、代替養育を必要とする子どもの数を見込むことにしました。

市

すると、本当はもっと少なくできるのではないかということについてはどうなのでしょう？

長

そのことについては、もちろん、今回の新しい計画によるこれからの取組の結果としてそのようにしていきたいと考えていますが、実際に、どのくらいの子どもが自分の家に戻れるのかを、今のところは正確に予想できないというのが、正直なところで

施

はっきりとしたデータがないのに、施設や里親の家などで生活する子どもが少なくなるという予想をすることもできないということですか？

長

そのとおりです

町

そうすると、令和7～11年度に里親の家や施設で生活する子どもの数については、子どものみなさんには少し難しくなるかもしれませんが、次のような計算になるということですね

【施設や里親の家などで生活する子どもの数の計算方法(令和7～11年度)】

それぞれの年度のおわりに、施設や里親の家などで生活している子どもの数 = それぞれの年の10月1日の子どもの数 × 令和元～5年度の施設や里親の家で生活している子どもの数の割合の平均

長

もちろん、先ほど里親さん・施設さん・町村さんが言ってくれたような、もっと多くなるのではないか、あるいはもっと少なくなるのではないかということも考えたのですが、結果としてはそのようになります

12-3 各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込み

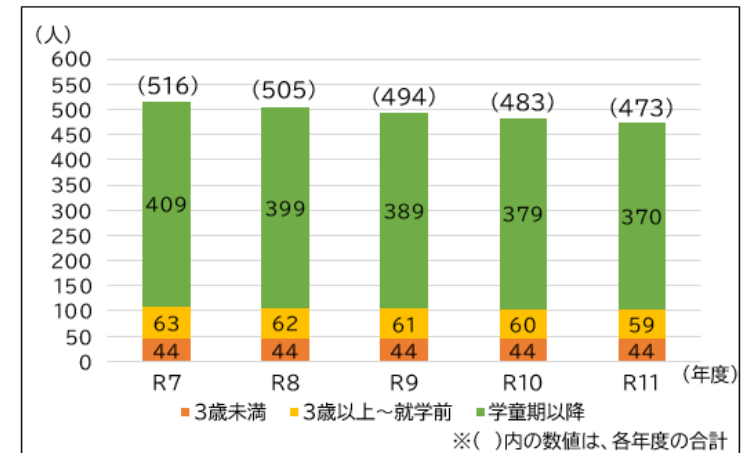
12-2 において示したデータ等を踏まえ、各年度における代替養育を必要とする子どもの数を以下の算式により見込みました。

各年度における代替養育を必要とする子どもの数 = 各年度の10月1日時点の年齢区分ごとの子どもの数 × 令和元～5年度の施設や里親の家で生活している子どもの数の年齢区分ごとの割合の平均

結果は以下の図表 12-5 のとおりです。

【図表 12-5:代替養育を必要とする子どもの数の見込み(令和7～11年度の各年度末)】 (単位:人)

Table with 6 columns: Age Group (3歳未満, 3歳以上～就学前, 学童期以降, 合計) and Years (R7, R8, R9, R10, R11). Values range from 44 to 494.



C

たしかに難しいですが、
結局のところ、計算すると、どうなるのですか？

はい
このようになります

長

【施設や里親の家などで生活するこどもの数の見込み(令和7~11年度)】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0-2歳	44人	44人	44人	44人	44人
3-6歳	63人	62人	61人	60人	59人
7-17歳	409人	399人	389人	379人	370人
合計	516人	505人	494人	483人	473人

※各年度のおわり(年度末)の時点の見込み

O

結果としては、施設や里親の家などで生活するこどもの数は少なくなっていくという見込みになったということですね

そうですね
この先の話し合いの中で、こうして出したこどもの数の見込みを見ていくこともあると思いますので、覚えていてくれるとうれしいです

長

さて、今日の話し合いは、ここまでにしたいと思います
次回から、何らかの理由で家庭から離れなければならなくなったこどもや家庭に対するサポートについて、みなさんと本格的に考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします

長

なお、今回の新しい計画の計画期間の最終年度である令和11年度末における、地域別の代替養育を必要とするこどもの数の見込みについて、令和5年度末における地域別の割合をもとに試算をすると、以下のとおりとなります。

$$\text{令和11年度末の各地域における代替養育を必要とするこどもの数} = \text{令和11年度末の代替養育を必要とするこどもの数} \times \text{令和5年度末における代替養育を必要とするこどもの地域別の割合}$$

【図表12-6:代替養育を受けているこどもの地域別割合(令和5年度末)】 (単位:%)

地域	佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曽	松本	北アルプス	長野	北信
3歳未満	10.2	8.2	6.1	4.1	14.3	0.0	36.7	4.1	12.2	4.1
3歳以上~就学前	11.8	11.8	3.9	6.6	5.3	0.0	28.9	3.9	26.3	1.3
学童期以降	9.4	9.9	9.2	10.8	6.8	1.2	20.5	1.6	27.8	2.8

(注)小数点第2位以下を四捨五入しているため、10地域の合計が100%でない場合がある

【図表12-7:代替養育を受けているこどもの数の見込み(地域別・令和11年度末)】 (単位:人)

地域	佐久	上田	諏訪	上伊那	南信州	木曽	松本	北アルプス	長野	北信	合計
3歳未満	4	4	3	2	6	0	16	2	5	2	44
3歳以上~就学前	7	7	2	4	3	0	17	2	16	1	59
学童期以降	35	37	34	40	25	4	76	6	103	10	370
合計	46	48	39	46	34	4	109	10	124	13	473